

# 令和3年度大型展示会への県ブース出展等支援事業実施要領

## 1 事業の趣旨・目的

県では、国内外の大都市で開催される大型展示会への愛媛県ブースの出展や大手企業との個別商談会の開催により、東予に集積する製造業をはじめとする、県内のものづくり企業の優れた技術力や商品力等をアピールし、愛媛のものづくり企業の知名度向上や商談への端緒を開くため、「大型展示会への県ブース出展等支援事業」（以下「出展事業」という。）を実施する。

なお、一部の展示会においては、四国地方産業競争力協議会連携プロジェクトとして、四国各県企業の優れた製品・技術の国内外販路開拓を四国4県が連携して支援する「四国企業販路開拓マッチングプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）の位置づけとして実施する。

## 2 委託実施団体

出展事業を通じて、継続的に県内中小企業の高度化や育成支援を行うため、大型展示会へのブース出展支援や個別商談会開催の実績を有し、かつ幅広い知識と情報を保有する県内の産業支援機関(※)へ委託し実施することとする。

※ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する中小企業団体及び中小企業団体中央会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所若しくは商工会議所の連合会又は商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会若しくは商工会の連合会、株式会社又は中小企業の経営革新等の支援において実績を有する一般社団法人等をいう。

## 3 委託事業の内容

・大型展示会への出展

- (1) 関西機械要素技術展（大阪、令和3年10月）、N+（東京、令和4年2月）、スマート工場EXPO（東京、令和4年1月）、機械要素技術展（東京、令和4年3月）等の4展示会への出展を希望する愛媛のものづくり企業の募集、選考

※上記展示会のうち、機械要素技術展においては、プロジェクトの位置づけとして実施する。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、類似の展示会への振替出展も認める。

- (2) 出展に関する業務支援の実施
- (3) 出展アドバイザーによる出展・商談支援及びフォローアップ等の実施
- (4) その他、出展支援に資する活動

・個別商談会の開催

- (1) 大手企業に対して個別商談会を実施
- (2) 大手企業と県内企業のマッチングアレンジ
- (3) 県と連携した商談後のフォローアップ
- (4) その他、販路開拓支援に資する活動

・バーチャル展示会の開催

- (1) プラント・環境技術の30社程度の募集、選考
- (2) ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮した閲覧者目線のサイトの設置
- (3) 製品・技術について、より訴求力の高い動画・画像・記事を作成・表現
- (4) 愛媛ものづくり企業「スゴ技」データベースサイトの保守管理業務受託事業者と連携し、同サイトとの相乗効果を図る

(5) しかるべき効果が得られる広報広告・PRを実施

#### 4 留意事項

- (1) 県や産業支援機関が実施する他の事業と連携し、効果的な事業執行に努めること。
- (2) 参加企業の募集、選考及び愛媛ブース、バーチャル展示会の企画、実施等については、愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課と連携しながら実施すること。
- (3) 大型展示会への出展企業について、県内企業に幅広く出展の機会を与えるため、同一企業の同一展示会への3年連続の出展及び同一年度内の複数回の出展は原則禁止する。
- (4) 大型展示会への出展企業から出展料として、各社3万円～5万円程度を負担させること。
- (5) 出展アドバイザーは、本事業の趣旨に賛同し、積極的に活動できる産業支援機関コーディネーター等経験者、研究機関技術者、企業OBなど、出展企業の商談支援に貢献できる者を登録して設置すること。ただし登録、変更は、あらかじめ県の承諾を得るものとする。
- (6) 機械要素技術展への出展は、四国4県及び産業支援機関と連携して実施する。
- (7) 出展企業の商談実績等の経過把握を実施すること。

#### 5 事業に要する経費

本事業に要する経費は概ね次の区分に基づいて処理するものとする。

経費区分		内容・留意事項
事業費	謝金	出展アドバイザー等に対する謝金
	旅費	出展アドバイザーと本事業の担当者等の移動に要する経費。
	出展料	出展料及び装飾費用等に要する経費。
	需用費	印刷経費等に要する経費。
	委託料	設営経費、バーチャル展示会等に要する経費。
	その他経費	本事業の実施上必要と県が認める経費。 委託契約書に基づく計画承認をもって認める。
一般管理費		事業費の10%以内であること。
消費税及び地方消費税		税率10%